

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成6年9月30日作成)

法令名	地方自治法（昭和22年法律第67号）
根拠条項	地方自治法第238条の4第9項
処分の概要	行政財産の使用許可の取消
法令の定め	地方自治法第238条の4第9項 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。
処分基準	次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消すものとする。 1 使用者が許可の条件に違反したとき。 2 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
処分担当課	総務部行政局財産課財産記録係（電話番号：011-231-4111（内線22-408））
問い合わせ先	総務部行政局財産課財産記録係（電話番号：011-231-4111（内線22-408））
備考	（公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gzs/index.htm ）